長崎県婚活サポートセンター「お見合いシステムサポーター」要領

**１　事業の目的**

長崎県婚活サポートセンター（以下「センター」という。）において行う「お見合いシステム」を利用してお引き合わせが成立した会員同士のお引き合わせに際し、お見合いシステムサポーター（以下「サポーター」という。）を派遣することにより、交際への発展を支援する。

**２　サポ－ターの任務**

サポーターは、会員にとってのお引き合わせの重要性を十分に認識したうえで、次の任務を行うものとする。

(1) お引き合わせにおける日時・場所の調整及び立会い

(2) お引き合わせ後の交際フォロー

(3) その他センター事業への協力

**３　サポーターの要件**

　　サポーターは、次の(1)から(8)のすべてを満たすものとする。

(1) 地域の独身者の出会いや縁結びの応援をする熱い気持ちのある者

(2) 県内在住又は県内企業に勤務している満２０歳以上の者

(3) センターの実施する研修を受講した者、又はセンター業務に携わるなど研修内容と同程度の知識がある者

(4) 結婚相談所、仲人等を業としていない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと

(6) お見合いシステムを利用するため、スマートフォンやパソコン、メールアドレスを個人で利用できる環境を有する者

(7) 登録申込書及び誓約書の提出（電子メールでの提出可）があること

(8) 個人情報の管理については、「長崎県個人情報保護条例（平成１３年長崎県条例第３８号）」を遵守すること。

**４　サポーターの募集について**

サポーターの募集は随時行うものとする。

**５　サポーターの研修、認定及び公開について**

(1) サポーター登録を希望する者は、サポーターに関する研修を受講しなければならない。

(2)上記研修受講者のうち、面接等に合格した者で、別途定める誓約書を提出したものをサポーターとして長崎県が認定する。

(3) サポーターの任期は２か年度とする。ただし、研修を受けた場合など再任することができる。

(4) お引き合わせにあたり、引き合わせる会員に対し、サポーターの氏名及び連絡先を開示するものとする。

(5) 誓約書に違反する行為のほか、サポーターとして不適切な行動や言動があった場合は、認定を取り消すことがある。

**６　サポーター活動における交通費等について**

(1) お引き合わせに要する交通費等や、お引き合わせ後に交際に発展した男女の交際サポートに係る費用等は、サポーターの自己負担とする。

(2) ただし、お引き合わせに際し、会員１名につき1,000円を必要経費として受け取ることができるものとする。

(3) センターの保険料負担により、ボランティア保険に加入するものとする。

**７　サポーター研修・交流会について**

センターは、サポーター同士の交流とスキルアップを図るため、研修・交流会を開催するものとする。

**８　感謝状の贈呈**

　　活動において、お引き合わせした会員を成婚に導いた者など特に功績（概ね成婚10組）がある者に対して感謝状を贈呈するものとする。

**９　その他**

この要領に定めるもののほか、サポーターの運営に関し、必要な事項は、長崎県及びセンターが定めるものとする。

附則

この要領は平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要領は平成３１年４月１日に一部改正し施行する。

　附則

この要領は令和３年４月１日に一部改正し施行する。

　附則

この要領は令和４年３月２日に一部改正し施行する。



（様式２）　※電子メールで提出する場合は、原本をＰＤＦ化したデータ等を提出すること

長崎県知事　様

長崎県婚活サポートセンター　様

**誓　　　約　　　書**

このたび、長崎県婚活サポートセンター「お見合いシステムサポーター」として活動するにあたり、下記の事項を固く遵守することを誓約いたします。

これに反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合には、登録を取り消されても異議を申しません。

1. 活動を行うにあたり、会員より報酬を求めないこと
2. 特定の商品の販売や、販売の斡旋、自身の本来業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと
3. 政治活動や宗教活動を目的としていないこと
4. 個人情報の収集や利用、管理については、「長崎県個人情報保護条例（平成１３年長崎県条例第３８号）」を遵守すること
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと
6. 会員の個人情報は、本人の了解なく開示しないこと
7. 会員の個人情報は、相談者の結婚を支援する活動以外に使用しないこと
8. ストーカー行為等の規制等に関する法律第２条第１項に規定する「つきまとい等」の行為は行わないこと
9. 引き合わせ等にあたり、会員の不利益になる行為は行わないこと

令和　　年　　月　　日

氏名（自署）

（様式３）

|  |  |
| --- | --- |
| 長崎県婚活サポートセンター　　　　　　　　（第　　　号）　**お見合いシステムサポーター登録証**顔写真　 　　　　　　　　登録者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登録期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　上記の者は、長崎県が行う事業のサポーターに登録されている者である。印令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　長崎県福祉保健部こども政策局長 | ＜注　意＞１．登録証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。２．記載事項に変更があったときは、訂正の手続きをとらなければならない。３．登録期間終了後は、すみやかに返納しなければならない。 |

（おもて）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（うら）

（様式４）

**「お見合いシステムサポーター」認定証**

|  |
| --- |
| 　　　　　　　様 |
| 長崎県婚活サポートセンター『お見合いシステムサポーター』に認定する |
| 令和　　年　　月　　日長崎県知事　　 |